

各施設の「総合評価」の方法

1. 下の評価表の「具体的な審査項目」ごとに、A～Cの評価を行います。
2. A～Cに評価点があり、この点数を全項目について合計します。
集客を主目的とする施設は評価項目の分類Aに評価点を多く配分しています。
維持管理を主目的とする施設は分類Cに評価点を多く配分しています。
3. 100点満点中の合計得点によって、S～Cの4段階に分類しています。
仕様書のと通りの標準的な運営がなされている場合をBとします。

S: 90点以上=非常に優れた管理運営が実施されている
A: 80点以上=優れた管理運営が実施されている
B: 70点以上=適切な管理運営が実施されている
C: 70点未満=不適切な運営が見られ改善すべき点がある

評価表

分類	内容	具体的な審査項目	評価区分		
			A	B	C
A. 施設の効果の最大限の発揮と施設の効率的な管理	施設の効果の最大限の発揮について	利用者の意見を取り入れ管理運営を改善していたか	10	6	2
		利用促進のための計画が練られていたか (利用者数の増減により評価)	15	10	5
		利用促進のための計画が練られていたか (自主事業の実施状況)	15	10	5
		広報活動	5	3	1
	施設の効率的な管理が図られること	当初提出した収支計画に基づき、効率的な管理運営が図られたか	10	6	2
B. 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力	物的能力	業務委託した場合、その委託の範囲は適切か	3	—	1
	人的能力	事業計画を実行するために適当な組織・人員配置が練られていたか	3	—	1
		管理責任者は適切な人選がなされていたか、計画実行のための有資格者(経験者)が確保されていたか	3	—	1
		利用者の安全対策(平常時・緊急時)についての研修等が十分に確保されていたか	3	2	1
		個人情報の保護についての研修等が十分に確保されていたか	3	2	1
	安全対策	災害等に備えた計画(被害の拡大防止措置など)が検討され、利用者の安全が十分検討されていたか	3	2	1
		緊急時の対応策が十分考えられており、緊急時の責任者や連絡体制が明確にされていたか	3	2	1
C. 日常業務の実施	清掃業務		3	2	1
	機械設備等の保守点検		3	2	1
	草刈・植栽管理、外構等施設周辺の管理		3	2	1
	松江市への報告		3	2	1
	労働安全衛生		3	—	1
	施設の巡視		3	—	1
	職員のマナー(服装・電話・窓口)		3	2	1
	備品の管理		3	2	1
	合計		100	(満点で)	

※この表は標準的な評価表です。審査項目は、施設によって項目の増減があります。